

ばいぬ島まつり特産品コーナー出展募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ばいぬ島まつりに係る特産品コーナー出展に関する必要な事項を定めるものとする。

(募集対象)

第2条 募集対象は次のとおりとする。

- (1) 竹富町（以下「本町」という。）内で事業を営む者。
- (2) その他、町内に関係している団体等で、ばいぬ島まつり実行委員会産業部会（以下「産業部会」という。）で認められた者とする。

(応募方法)

第3条 様式1の申し込み用紙に必要事項を記入し、産業部会へ申し込むこと。

(応募締切)

第4条 応募締切は産業部会が別に定める。

(出展条件等)

第5条 出展条件については次のとおりとする。

- (1) ばいぬ島まつりの趣旨を尊重し、運営に協力すること。
- (2) 食品については、加工されているものを原則とする。
- (3) 出展商品は、適切な価格で販売すること。
- (4) 食品については、安全衛生管理を徹底すること。

2 小間の大きさ及び配置については次のとおりとする。

- (1) 1小間（基準）の大きさは、テント一張の半分（予定）とし、申込後に調整し小間の大きさを決定する。小間の配置については、産業部会で決定する。
なお、産業部会が指定した小間以外での販売活動を行うことはできない。

(出展者制限)

第6条 出展小間数に応じて出展者の募集を行うため、出展希望者が多い時は抽選で決定する。また、産業部会がばいぬ島まつりの趣旨にそぐわないと判断した時には出展を見合わせてもらう場合がある。

(出展料及び出展に要する経費)

第7条 出展料は無料とするが、次に要する経費については出展者の負担とする。

- (1) 出店に要する運送費、人件費等の経費。
- 2 台風、その他災害等のばいぬ島まつり実行委員会の責によらない事由によりばいぬ島まつりが中止になった場合においても出展に要した経費の補償はしない。

(会場設営等)

第8条 会場設営等については次のとおりである

- (1) テントの設営及び撤去は産業部会で行うものとする。
- (2) 小間内の飾り付け等は出店者が行うこととする。
- (3) イス・テーブルは産業部会で基本数を準備するが、その他の販売に必要な備品等は出店者が準備することとする。
- (4) 出展コーナー内でのガスコンロ等の火気使用は禁止する。ただし、電熱器等の直火を発しない電熱器等については使用可能とする。
- (4) 試食及び販売等、食器類の使用については洗浄の必要のない使い捨てを使用することとする。
- (5) 電気器具（冷蔵庫、電熱器等）を会場に持ち込む場合は、必ず申込書に必要事項を記入することとし、申込書に記載されていない電気器具の使用は出来ないこととする。

(出展品の輸送)

第9条 物品の搬送については、原則として出展者で対応することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、ばいぬ島まつり実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。